

公的研究費取扱規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人 日本造血細胞移植データセンター（以下「法人」という。）における公的研究費等の取扱いについて、法人経理規程に準拠し定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 内閣府の示す「競争的資金制度一覧」に記載のもの。その他、あらかじめ理事長が事務を委任されることを承諾した研究費等をいう。
- (2) 配分機関 公的研究費の制度を運営し、公的研究費を配分する機関。
- (3) 被配分機関 公的研究費を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。
- (4) 研究者 公的研究費の研究代表者及び研究分担者をいう。
- (5) 直接経費 研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、使用する経費。
- (6) 間接経費 直接経費に対して一定比率で手当され、研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

(研究者の責任)

第3条 研究者は、研究活動が社会から負託された公共的かつ公益的な活動であることを念頭におき、かつ公的研究費（以下「研究費」という。）の使用および管理に関して説明責任を有することを踏まえ、本法人の定める規程類を遵守し適正な使用に努める。

(運営・管理体制)

- 第4条 理事長は、法人全体を統括し研究費等の運営・管理について最終責任を負う。
- 2 センター長は理事長を補佐し、研究費等の運営・管理について法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
 - 3 事務局は、担当理事の任命により研究費の運営・管理に係る全ての経理事務を取扱う。

(事務の委任)

- 第5条 研究費の経理は理事長に委任するものとする。
- 2 研究費の管理は、直接経費・間接経費共に法人の名称を付した口座にて行う。
 - 3 経理事務は、配分機関が定めるもののほか、法人経理規程および公的研究費規程類によるものとする。

- 4 支払業務は、法人の定める「支払業務透明化のための手順」に則り行う。
- 5 執行完了後には、支出に関わる収支簿等の関係書類を、法人経理規程に定められた期間保存する。配分機関に定めのある場合はそれによる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

平成 26 年 10 月 1 日 施行